

# 新型コロナウイルス 感染者傷病手当給付金 に関するお知らせ

## 感染者傷病手当給付金とは？

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染し、休職によって収入が減少した方を支援する制度です（令和2年1月1日～令和3年12月31日の間で療養を要した方）。

## 給付額

休職した4日目から、仕事に復帰する前日までの療養期間に得ることができた収入額の2/3を給付いたします。  
（得ることができた収入額の算出方法は、直近3カ月の収入を参考にします）

## 手続きの方法

○療養期間が終了した日から本人又は世帯主が申請できます。

(1)傷病手当金支給申請書

様式第17号の1、もしくは第17号の2

(2)雇用主のからの証明

様式第17号の3

(3)医療機関からの証明

様式第17号の4

（様式配布は健康保険係、南支所、市ホームページからもダウンロード  
できます）

★随時、申請を受付しております。

## お願い

- 給付金等を装った詐欺にご注意ください。
- こまめに手洗いを。
- 不明な点があれば、ご気軽に相談してください。

